

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金			補助金番号	G4-9	
所管部署	都市整備部 市街地開発課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市市街地再開発事業補助金交付要綱					
交付の目的	本市の区域内において施行される市街地再開発事業の施行者等に対し、補助金を交付することにより、本市の区域内における円滑な市街地の再開発を進め、もって公共の福祉の増進に資するため。					
補助対象経費	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、付帯事務費、公共施設整備費					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	市街地再開発組合等					
開始年度	平成30年度	終期年度	令和10年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	あり	法令等名称	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱			

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	292,772	293,521	2,000	2,189,250	
決算額	12,680	292,075	0	/	
特定財源	国庫支出金	4,585	136,933		0
	府支出金	0	0		0
	その他	0	0		0
一般財源	8,095	155,142	0		0

(件)

交付実績	1	1	0	
------	---	---	---	--

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市街地再開発事業の中で、土地の高度利用化を図りそれによって生み出された空地为公共施設整備に充てることから、市街地の円滑な再開発と公共の福祉の増進に資することができるため。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	市街地再開発事業は、総合計画に掲げる基本目標の「安全で、利便性の高いまち」と施策目標である「安全で快適な交通環境が整うまち」の達成に必要なものである。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	京阪本線連続立体交差事業に合わせた鉄道駅周辺の再整備を行うことで、都市機能の集積や交通結節点の強化を図り、枚方市立地適正化計画に基づくコンパクトシティの形成に必要なため。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	土地の高度利用化により良好な居住環境の形成や商業などの都市機能の集積、道路・駅前広場等の公共施設整備を一体的に施行でき安全安心な利便性の高いまちづくりを行うことが可能である。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	社会資本整備総合交付金と合わせて施行者に補助を行えることより、市の直接執行に比べ効果的な事業手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱に則したものであるため、市街地再開発事業を行う施行者(再開発組織など)に対応している。特定のもののみへの交付であるが、都市再開発法の目的を達成する合理的な目標がある。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助対象経費に対して定率補助となっている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	国の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく補助制度(枚方市市街地再開発事業補助金交付要綱)としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	国土交通省ホームページにて社会資本整備総合交付金交付要綱の公表がなされている。また、当課においても施行者へ本市補助金交付要綱を公開している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)に基づく補助金であり、大阪府地域整備関係事業補助金交付要綱(府)と連携し施行者に補助を行うものである。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	国の間接補助に合わせて市補助を行なっているため、市単独での補助はなし。

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	市街地再開発事業への補助金交付となる。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	社会資本整備総合交付金交付要綱、大阪府地域整備関係事業補助金交付要綱及び本市補助金交付要綱に掲げる施行者には地方公共団体等の公的団体の外、地元権利者による組織あるいは個人などがあり、交付目的にもある事業によって公共の福祉の推進に資することから補助金交付が妥当性があるものと考えられる。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	当該事業に係る補助金については、国の社会資本整備総合交付金や大阪府の地域整備関係事業補助金とともに施行者に交付しており、公益性や有効性などが認められるので、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	